

< 事 業 編 >

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	1	(1)	あおもりっ子育みプラン21	県	きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、市町村立小・中学校において少人数学級編制等を実施する。 ・小学校1～5年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施し、学年1学級34人以上の学級は、学級を分割せず非常勤講師を配置する。 ・中学校1年生については、学年2学級以上で33人の少人数学級編制を実施する。 ・小学校の複式学級については、1～4年生を含む学級で、一定の児童数以上の学級に非常勤講師を配置する。	教職員課	対象校における配置率	100% (R2)	100% (R3～R4)
I	1	(2)	スクールカウンセラー配置事業	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う	学校教育課	配置率	(小)100.0% (中)100.0% (R元)	(小)100.0% (中)100.0% (R7)
I	1	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	配置人数	28人 (R元)	38人 (R7)
I	1	(2)	特色教育支援経費補助(教育相談体制の整備)	県	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	—	—	—
I	1	(3)	進学力を高める高校支援事業	県	県立高等学校の生徒の大学進学志望を達成し、大学進学率の向上を図るため、各学校における生徒の進学力向上、教員の指導力向上、保護者の意識啓発を図る取組を支援する。	学校教育課	大学等進学率	46.6% (R元)	50.0% (R7)
I	1	(3)	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】(I-1-(2))	県	問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、校内のチーム体制を構築する。	学校教育課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	1	(3)	特色教育支援経費補助(教育相談体制の整備)【再掲】(I-1-(2))	県	私立中学校・高等学校における教育相談体制を整備するためスクールソーシャルワーカーを配置する事業など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	1	(3)	青森県立高等学校学び直し支援金	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	52人 (R元)	—
I	1	(3)	私立高等学校等学び直しへの支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対して学び直しへの支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	18人 (R元)	—
I	2		私立学校経常費補助	県	私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校を設置する学校法人に対して人件費を含む学校の経常的経費について県が補助する。	総務学事課	補助金を交付した学校法人の数	法人 (R元)	—

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	2		保育料軽減事業費補助金	市町村	保護者等が現に扶養している第3子以降の3歳未満児に係る保育料を軽減する。	こどもみらい課	補助金の対象となった児童数	1,624人 (R元)	—
I	2		多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減	国・県・市町村	多子世帯・ひとり親世帯の満3歳未満の子どもの保育料負担を軽減する。	こどもみらい課	—	—	—
I	2		特色教育支援経費補助(幼稚園の子育て支援活動の推進)	県	私立幼稚園の施設又はその教育機能を広く開放する取組など、学校法人が行う特色ある教育に関する事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった私立幼稚園数	70園 (R元)	—
I	2		利用者支援事業	市町村	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う。	こどもみらい課	事業実施箇所数	20か所 (R元)	43か所 (R6)
I	2		あおもり家庭教育支援総合事業	県	全ての親が安心して家庭教育を行うために、あおもり家庭教育アドバイザーが活用する家庭教育の学習テキストの作成、親の学びの機会の充実、支援のネットワークづくり等を行う。	生涯学習課	—	—	—
I	2		家庭教育支援動画制作普及事業	県	子育て情報を動画により発信し、子育てに対する不安や悩みに対する解決の糸口とし、家庭教育の充実を図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)	—	—	—
I	2		あおもり家庭教育力向上事業	県	地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使用する研修会に派遣する等、家庭教育支援体制強化のための活動を行う。	生涯学習課(総合社会教育センター)	あおもり家庭教育アドバイザーへの新規登録者数	16人 (H30~R2平均)	48人 (R5)
I	2		子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園)	市町村	新制度の対象とならない私立幼稚園を利用する子どもの利用料を月額2.57万円を上限として無償化する。	こどもみらい課	—	—	—
I	2		子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園 預かり保育)	市町村	私立幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、保育の必要性の認定を受けた場合は、月額1.13万円を上限に利用料を無償化する。	こどもみらい課	—	—	—
I	2		子育てのための施設等利用給付	市町村	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用料を無償化。(給付上限額あり)	こどもみらい課	—	—	—
I	3	(1)	就学援助	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	—	—	—
I	3	(1)	就学援助(医療費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	0人 (R2)	—
I	3	(1)	就学援助(学校給食費)	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	支給人員	14人 (R2)	—
I	3	(2)	国公立高校生等奨学のための給付金	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	学校施設課	給付金を給付した保護者等の数	4,066人 (R元)	—

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	3	(2)	私立高校生等奨学のための給付金	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	総務学事課	給付金を給付した保護者等の数	1,913人 (R元)	—
I	3	(2)	高等学校等就学支援金(公立)	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	学校施設課	支援金を支給した生徒の数	21,879人 (R元)	—
I	3	(2)	私立高等学校等就学支援金	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	総務学事課	支援金を支給した生徒等の数	8,318人 (R元)	—
I	3	(2)	生活福祉資金(教育支援資金)	青森県社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	貸付額(送金額)	13,868千円 (R元)	—
I	3	(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付(就学支度資金及び修学資金)	県	母子家庭及び父子家庭の児童の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	就学支度資金及び修学資金貸付件数	219件 (R元)	—
I	3	(2)	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	学校施設課	授業料等を免除した生徒の数	62人 (R元)	—
I	3	(2)	私立高等学校等就学支援費補助	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	4,179人 (R元)	—
I	3	(2)	青森県立高等学校専攻科修学支援金	県	県立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該県立高等学校専攻科に在学する生徒に対し、授業料に充てる青森県立高等学校専攻科修学支援金を支給する。	学校施設課	補助金の対象となった生徒の数	40人 (R2)	—
I	3	(2)	私立高等学校専攻科就学支援金	県	私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の設置者が行う授業料の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	—	—
I	3	(2)	青森県育英奨学金(高校奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒に対して学資を貸与する。また、遠距離通学等を行う生徒の負担軽減のため、一定額以上の通学費等を負担する市町村民税所得割非課税世帯の生徒に対し、奨学金の一部返還免除を行う。	教職員課	貸与者数	623人 (R元)	—
I	4	(1)	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助(大学入学時奨学金)	県((公財)青森県育英奨学会への補助)	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援する。	こどもみらい課	貸付人数	22人 (R元)	100人
I	4	(1)	青森県育英奨学金(大学奨学金)	(公財)青森県育英奨学会	青森県の子弟のうち、学業・人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な学生に対して学資を貸与する。	教職員課	貸与者数	227人 (R元)	—

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	4	(1)	生活福祉資金(教育支援資金) 【再掲】(I-3-(2))	青森県 社会福祉協議会	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学(入学)するために必要な経費を貸し付ける。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	母子父子寡婦福祉資金貸付 【再掲】(I-3-(2))	県	母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	4	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	利用児童数	22人 (R元)	—
I	4	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	県	児童養護施設等を退所した者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	貸付人数	就職者2人 進学者1人 (R元)	—
I	4	(1)	医師修学資金	県・国 保連	主に本県出身の弘前大学医学部入学生を対象に、修学資金の貸与により、医学部進学を支援する。	医療業務課	新規貸与件数	29件 (R2)	30件 (R7)
I	4	(1)	看護師等修学資金	県	県内の中小規模の病院や診療所等(以下「特定施設等」という。)に勤務する看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の確保を図るため、県内の看護師等養成施設の在籍生で、将来特定施設等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	医療業務課	新規貸与件数	21件 (R2)	25件 (R7)
I	4	(1)	介護福祉士修学資金等貸付事業	青森県 社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す生徒及び学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付 ③他業種で働いていた者等に対する就職支援金の貸付	高齢福祉保険課	貸付人数	①141人 ②15人 (R元)	①200人 ②50人 ③50人 (R3)
I	4	(1)	保育士修学資金等貸付事業	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付 ③未就学児をもつ保育士の子の預かり支援貸付	こどもみらい課	貸付人数	①52人 ②52人 (R元)	①210人 ②216人 (R4)
I	4	(1)	看護職員資格取得特別対策事業	県、県 医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	資格取得希望者への支援件数	3件 (R元)	9件 (R7)
I	4	(2)	県立保健大学の授業料等の減免制度	青森県 立保健大学	授業料の納入が経済的理由により困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者について、全額若しくは一部を免除する。(前期、後期ごとに減免判定を実施)	健康福祉政策課	—	—	—
I	4	(2)	青森県営農大専攻校授業料等の減免制度	県	経済的理由等により授業料等を納入することが困難と認められた場合、授業料の全部又は一部を免除する。	構造政策課	授業料免除人数	9人 (R元)	—
I	4	(2)	私立専修学校授業料等減免事業費補助	県	私立専門学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対処に寄与するため、私立専門学校の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	補助金の対象となった生徒の数	—	—

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	5	(1)	児童養護施設等入所児童に対する学習支援	県	児童保護措置費により支払われる教育費・特別育成費の中で、中学生の学習塾費用の実費及び、通塾した高校生等の人数に応じた費用を支給する。	こどもみらい課	—	—	—
I	5	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】(I-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業【再掲】(I-4-(1))	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	5	(2)	特別支援教育就学奨励費補助	県、市町村	障害のある児童生徒等の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給する。	学校教育課	—	—	—
I	6	(1)	地域学校協働活動推進事業	県・市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための県の取組及び市町村への支援(補助)を行う。	生涯学習課	実施箇所数 (中核市除く。)	—	—
I	6	(1)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	県・市町村	県立学校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置している学校)の導入に向け、実施効果等を見極めるためのモデル校を指定し、学校運営協議会制度の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築を目指す。	学校教育課・教職員課	—	—	—
I	6	(1)	学校・家庭・地域協働推進事業費	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための取組及び市町村への支援を行う。	生涯学習課	放課後子ども教室実施箇所数 (中核市除く。)	66教室 (R2)	72教室 (R3)
I	6	(1)	学校を核とした地域づくり推進事業	県	本県における地域学校協働活動を一層推進し、社会全体で子ども達の成長を支える仕組みを構築するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動に携わる教職員等に対する研修会を実施する。	生涯学習課	県内市町村における地域学校協働本部の設置率	42.4% (R2)	100% (R4)
I	6	(2)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)	県	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に町村毎に学習講習会を実施することで、安心して学習できる居場所を提供し、学力の向上を図る	健康福祉政策課	学習講習会申込者数	412人 (R元)	—
I	6	(2)	ひとり親家庭等生活向上事業費補助	市町村	ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援等の事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を補助する。	こどもみらい課	実施市町村数	1市 (R2)	—
I	7	(1)	生活保護(教育扶助)	県・市	保護者が負担すべき給食費の額を基準として支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	772件 (R元)	—
I	7	(1)	就学援助(学校給食費)【再掲】(1-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
I	7	(1)	学校給食の普及・充実	県	保護者の負担軽減を図る観点から、県立特別支援学校の完全給食未実施校解消を目指す。	スポーツ健康課	未実施校数	2校 (R2)	—

I 教育の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
I	7	(2)	児童保護措置費	県	児童福祉法第50条の規定により、県が児童福祉施設等に支弁する入所児童の生活費及び施設の最低基準を維持する費用を支払う。	こどもみらい課	—	—	—
I	7	(3)	母子・父子自立支援員の配置	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	年間相談件数	6,681件 (R元)	7,000件

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	1	(1)	妊産婦情報共有システム構築事業	県	安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の充実強化を図り、妊娠初期から産褥期まで、一貫した支援を行う。	こどもみらい課	妊婦連絡票提出率	99.2% (R元)	100% (R7)
II	1	(1)	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	事業利用人数	8,082数 (R元)	ニーズに応じて実施 (R6)
II	1	(1)	乳幼児はつらつ育成事業費補助事業	県	乳幼児の健康の保持促進及び出生育児環境の整備を図るため、市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に対し、補助を行う。	こどもみらい課	—	—	—
II	1	(2)	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問【再掲】(II-1-(1))	市町村	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と判断された家庭に対して育児相談や家事援助等を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	1	(2)	女性相談所の設置	県	経済的な問題や健康上の問題など、様々な問題を抱えた女性に対する相談支援や、DV被害者への相談支援、また自立に向けた支援等を行う。	こどもみらい課	相談受理件数	56件 (R元)	—
II	1	(2)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業)	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	特別相談(法律相談)件数	延べ18件 (R元)	30件 (R7)
II	2	(1)	生活困窮者自立相談支援事業	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	①新規相談受付数 ②プラン作成件数 ③新規就労支援対象者数 ④就労・増収率 ※人口10万人あたり	①16.0人 ② 9.8件 ③ 2.8人 ④59% (R元)	①16.0人 ② 8.0件 ③ 4.8人 ④75% (R3)
II	2	(1)	生活困窮者に対する家計改善支援	県	家計相談支援員が県内6箇所自立相談支援機関に出向き、多重債務や浪費癖など家計上の問題を抱えている対象者への支援を行う。	健康福祉政策課	新規支援人数	51人 (R元)	—
II	2	(1)	母子自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	プログラム策定件数	4件 (R元)	6件 (R6)
II	2	(1)	ひとり親家庭等相談機能強化事業	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子・父子自立支援員の資質の向上及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	ひとり親家庭に対する青森県母子家庭等就業・自立センター事業周知度	48.3% (R元)	—
II	2	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)	県	修学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、当該家庭の生活の安定を図る。	こどもみらい課	派遣回数	59回 (R元)	60回 (R7)

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	2	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(II-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	2	(2)	延長保育促進事業	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	利用実人員	14,279人 (R元)	12,200人 (R6)
II	2	(2)	病児保育事業	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	利用延人員	8,448人 (R元)	16,197人 (R6)
II	2	(2)	一時預かり事業	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	利用延人員	511,581人 (R元)	415,730人 (R6)
II	2	(2)	放課後児童健全育成事業	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	登録児童数	14,237人 (R元)	15,885人 (R6)
II	2	(2)	放課後子ども教室推進事業 【再掲】(I-6-(1))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	2	(2)	学校・家庭・地域協働推進事業費 【再掲】(I-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための取組及び市町村への支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(1)	里親養育包括支援事業	県	里親のリクルートから里親養育への支援に至るまで、一貫した里親支援を行う。	こどもみらい課	—	—	—
II	3	(1)	児童相談所における里親委託の優先	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって、里親・ファミリーホームへの委託を優先して検討する。	こどもみらい課	里親等委託率	28.1% (R元)	50.9% (R11)
II	3	(1)	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組	県	「青森県社会的養育推進計画」(R元年度策定)の推進	こどもみらい課	—	—	—
II	3	(2)	あおもりの「食」を育む食育県民運動推進事業	県	県民が食育の意義や必要性を理解し、これを実践していくため、全県挙げて実施してきた「いただきます！あもり食育県民運動」を充実強化する。また、第3次青森県食育推進計画の目標達成のため、あもり食育サポーターによる、ライフステージや多様化する要請に対応した食育活動を推進する。	食の安全・安心推進課	—	—	—
II	3	(2)	地域みんなの食育推進事業	県	全ての県民が健康で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った効果的な取組を推進する。	食の安全・安心推進課	—	—	—

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	3	(3)	地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費	県	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりが必要であるため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進する。	こどもみらい課	県内の子どもの居場所登録数	30か所 (R2)	—
II	3	(3)	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業) 【再掲】(I-6-(2))	県	生活困窮世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に町村毎に学習講習会を実施することで、安心して学習できる居場所を提供し、学力の向上を図る	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(3)	延長保育促進事業 【再掲】(II-2-(2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(3)	病児保育事業 【再掲】(II-2-(2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(3)	一時預かり事業 【再掲】(II-2-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(3)	放課後児童健全育成事業 【再掲】(II-2-(2))	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	3	(3)	放課後子ども教室推進事業 【再掲】(I-6-(1))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけでなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	2	(2)	学校・家庭・地域協働推進事業費 【再掲】(I-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための取組及び市町村への支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	4	(1)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	受講者数	0件 (R元)	2件 (R7)
II	4	(1)	看護職員資格取得特別対策事業 【再掲】(I-4-(1))	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保をするため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	4	(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等事業)	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	4	(1)	社会的養護自立支援事業	県	里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。	こどもみらい課	—	—	—
II	4	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	4	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業【再掲】(1-4-(1))	県	児童養護施設等を退所した者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	4	(2)	ジョブカフェあおもり運営・推進事業	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	—	—	—
II	4	(3)	ジョブカフェあおもり運営・推進事業【再掲】(II-4-(2))	県	若年者を対象に、関係機関と連携しながら総合的な就職支援を行う。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	5		公営住宅における優遇抽選制度(母子・父子・多子家庭)	県	県営住宅の入居者の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超え公開抽選を行う場合は、母子・父子家庭及び多子家庭(優遇世帯)の当選倍率を一般の世帯の2倍になるように優遇する。	建築住宅課	母子家庭及び父子家庭の入所世帯数	383世帯(R元)	—
II	5		子育て世帯等の住宅確保要配慮者への居住支援	青森県居住支援協議会	居住支援法人やあんしん賃貸住宅協力店等と連携しながら、セーフティ住宅等の民間賃貸住宅に関する子育て世帯等への情報提供や相談対応の居住支援を行うとともに、民間賃貸住宅事業者向けの居住支援セミナーを開催する。	建築住宅課	—	—	—
II	5		母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金及び転宅資金)	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、住宅を建築、補修等するための住宅資金と住宅を移転するための賃貸に必要となる資金を貸し付ける。	こどもみらい課	住宅資金及び転宅資金貸付件数	1件(R元)	—
II	5		住居確保給付金の支給	県	離職等により住居を失った若しくは失うおそれのある者に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給すること併せて、自立相談支援機関による就労支援を行うことにより、早期の自立を図る。	健康福祉政策課	—	—	—
II	6	(1)	社会的養護自立支援事業	県	里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	6	(1)	児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業【再掲】(1-4-(2))	県	児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、当該入所児童が普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	6	(1)	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 【再掲】(1-4-(2))	県	児童養護施設等を退所する者の社会自立が図られるよう、就職者及び大学等進学者に対して、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	6	(2)	児童養護施設等における18歳以降の措置延長	県	被措置児童が満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、大学等に進学または就職や福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合や、障害・疾病等の理由により進学・就職が決まらない児童等であって継続的な養育を要するも場合等について、施設等・児童・保護者の意向を確認するとともに、延長が必要と判断された場合において措置延長を行う。	こどもみらい課	4月1日時点の措置延長児童	4名 (R元)	—
II	6	(2)	青森県身元保証人確保対策事業	県	施設を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人又は連帯保証人を確保できない場合、県社会福祉協議会を保険契約者、児童養護施設長等を被保険者(身元保証人等)とした損害保険契約を締結し事故発生時の補償を行うことで、身元保証人等を確保し、施設退所児童等の自立を促進する。	こどもみらい課	利用者数	0件 (R元)	—
II	7	(1)	里親、小規模・住居型児童養育事業の拡充と、児童養護施設等の小規模化、地域分散化に向けた取組 【再掲】(II-3-(1))	県	「青森県家庭的養護推進計画」(H26年度策定)の推進	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(1)	要保護児童支援者研修事業	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	こどもみらい課	—	—	—
II	7	(1)	里親養育包括支援事業	県	里親のリクルートから里親養育への支援に至るまで、一貫した里親支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(1)	児童相談所における里親委託の優先	県	児童相談所において、保護者による養育が望めない児童の援助方針を検討するに当たって、里親・ファミリーホームへの委託を優先して検討する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(1)	児童相談所虐待対応強化研修事業	県	児童相談所職員の専門性向上のために研修を実施し、研修へ派遣する。	こどもみらい課	—	—	—
II	7	(2)	要保護児童支援者研修事業 【再掲】(II-7-(1))	県	市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(2)	子ども・若者育成支援推進事業	県	子ども・若者育成支援推進法に基づく「青森県子ども・若者支援地域協議会」の運営。	青少年・男女共同参画課	—	—	—

II 生活の安定に資するための支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
II	7	(2)	子ども・若者を地域で支える体制強化事業	県	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を地域で支える体制を強化するため、県内3地域(津軽、県南、下北)レベルで市町村や公的相談機関、民間支援団体等の関係機関等が参画するネットワーク会議の運営を、民間団体に業務委託し地域の連絡調整団体として育成する。 また、各地域ネットワーク会議の構成機関が参加する合同相談会を試行的に開催すること及びSNSを使った広告を配信することにより潜在的な支援ニーズをつなぐ機会を創出する。	青少年・男女共同参画課	—	—	—
II	7	(2)	若者の社会参加促進事業(自然体験・交流塾)	県	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者を対象に、コミュニケーション力や社会性を育むために、自然体験・交流塾を実施する。	生涯学習課	事業参加により社会とつながるきっかけを持てたと感じた参加者の割合	100% (R2)	100% (R3~R5)
II	7	(2)	地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業費【再掲】(II-3-(3))	県	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりが必要であるため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(3)	母子・父子自立支援員の配置【再掲】(I-7-(3))	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(4)	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】(II-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(4)	母子・父子自立支援員の配置【再掲】(I-7-(3))	県・市	福祉事務所に、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な各種情報の提供、職業能力の向上、求職活動に関する相談・支援に対応する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(5)	母子・父子自立支援員に対する研修	県	母子・父子自立支援員を県外研修等に派遣し、資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	派遣回数	5回 (R元)	6回 (R6)
II	7	(5)	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】(II-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
II	7	(5)	民生委員、児童委員に対する研修	県	民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を習得させる。	健康福祉政策課	参加人数	679人 (R元)	全市町村の民生委員の研修受講
II	7	(5)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修への参加	県・市	県内において、生活困窮者自立支援制度における各支援員として従事している者について、全国社会福祉協議会が開催する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」に出席させる。	健康福祉政策課	参加人数	11人 (R元)	—
II	7	(5)	専門・広報啓発研修事業(教育研修)	県	保健、医療、福祉、教育等の関係団体を対象に、思春期精神保健に関する研修を実施し、関係者の資質向上と相互連携を図る。	障害福祉課	実施回数	年1回 (R元)	年1回

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
Ⅲ		(1)	母子自立支援プログラム策定事業 【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、自立を支援する。また、必要に応じハローワークとの連携による就労支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援事業、就業支援講習会等事業等) 【再掲】(Ⅱ-4-(1))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	母子家庭等自立支援給付費補助事業	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	給付件数	8件 (R元)	10件 (R7)
Ⅲ		(1)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う青森県社会福祉協議会への補助金を行う。	こどもみらい課	貸付人数	—	入学準備 25人 就職支度 20人 (R4)
Ⅲ		(1)	介護福祉士修学資金等貸付事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	青森県社会福祉協議会	①介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付	高齢福祉保険課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	保育士修学資金等貸付事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県	①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 ②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	看護職員資格取得特別対策事業 【再掲】(Ⅰ-4-(1))	県、県医師会、医療機関	ひとり親家庭等の親又は子が看護師又は准看護師の資格を取得し、資格取得後の就業を確保するため、資格取得希望者と医療機関をマッチングさせ、医療機関が資格取得するための学費及び修業期間の生活費を負担するにあたって、その1/2を補助する。	医療業務課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(1)	母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金)	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、就職などに必要とする知識技能を習得するための資金と知識技能を習得している期間の生活資金を貸し付ける。	こどもみらい課	技能習得資金及び生活資金貸付件数	6件 (R元)	—
Ⅲ		(1)	離職者等再就職訓練事業	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	労政・能力開発課	訓練修了者の就職率	81.4% (H30)	—
Ⅲ		(1)	離職者生活安定資金融資制度	県	県内に居住する労働者が企業倒産等の事業主の都合により離職することとなった場合に、生活の安定と再就職の支援を図るため、必要な資金を低利で融資する。	労政・能力開発課	融資件数	2件 (R元)	—
Ⅲ		(1)	生活困窮者自立相談支援事業 【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	自立相談支援機関において、様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつなぐ、あるいは自立に至るまで対象者に寄り添いながら支援を行う。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
Ⅲ		(1)	生活保護(就労活動促進費・就労自立給付金)	県・市	生活保護を受給し自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給、保護受給中の就労収入の一部を積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	就労活動促進費 0件 就労自立給付金 98件 (R元)	—
Ⅲ		(1)	生活保護(高等学校等就学費)	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	487件 (R元)	—
Ⅲ		(2)	離職者等再就職訓練事業 【再掲】(Ⅲ-(1))	県	離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。	労政・能力開発課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	母子家庭等自立支援給付費補助事業 【再掲】(Ⅲ-(1))	県	ひとり親家庭が自立して安定した生活を送れるよう、能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 【再掲】(Ⅲ-(1))	県	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う青森県社会福祉協議会への補助金を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【再掲】(Ⅱ-4-(1))	県	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用を支援する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	生活保護(高等学校等就学) 【再掲】(Ⅲ-(1))	県・市	一定の要件の下、生活保護世帯の生徒が高等学校で就学する費用を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(2)	学び直しを通じたキャリア形成支援ポータルサイト「Re-Learn Aomori(リ・ラーンあおもり)」の運営	県	若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成支援事業(R1~R2重点枠事業)において構築した、学習機会情報の提供を行うウェブサイト「Re-Learn Aomori(リ・ラーンあおもり)」の運営。	生涯学習課	—	—	—
Ⅲ		(3)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援事業、就業支援講習会等事業等) 【再掲】(Ⅱ-4-(1))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(3)	母子父子福祉団体等からの役務・物品の優先調達	県	特別措置法の規定を踏まえた、母子父子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達。	こどもみらい課	—	—	—
Ⅲ		(4)	延長保育促進事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	病児保育事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
Ⅲ		(4)	一時預かり事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	放課後児童健全育成事業 【再掲】(Ⅱ-2-(2))	市町村	放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	放課後子ども教室推進事業 【再掲】(Ⅰ-6-(1))	市町村	就労による留守家庭等の子どもだけではなく、すべての子どもを対象として、放課後や土曜日等に学習支援や多様なプログラムを実施する。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
Ⅲ		(4)	学校・家庭・地域協働推進事業費 【再掲】(Ⅰ-6-(1))	市町村	地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、より多くの地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施するための取組及び市町村への支援を行う。	生涯学習課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

IV 経済的支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
IV		(1)	児童扶養手当	県・市	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者数	13,592人 (R元)	—
IV		(1)	特別児童扶養手当	県	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉を増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給する。	こどもみらい課	受給者数	3,503人 (R元)	—
IV		(2)	ひとり親家庭等相談機能強化事業 【再掲】(Ⅱ-2-(1))	県	ひとり親家庭が活用可能な制度等の周知を図るとともに、包括的な支援が行えるよう、母子父子自立支援員の資質の向上、及び市における就業支援専門員設置に向けた支援を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(3)	母子父子寡婦福祉資金貸付 【再掲】(Ⅰ-3-(2))(Ⅰ-4-(1))(Ⅱ-5)(Ⅲ-1))	県	母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯に対し、経済的自立と児童の福祉増進を図るため各種資金の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(4)	生活保護(教育扶助) 【再掲】(Ⅰ-7-(1))	県・市	義務教育に伴って必要な学用品、教材代を支給する。	健康福祉政策課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(4)	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))	県・市	義務教育を終えた生徒が高等学校に進学する際の入学料、入学検査料等を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な支給件数	—	—
IV		(4)	生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)	県・市	高校生の就労収入のうち、学習塾に要する経費や大学就学に必要な経費は収入として認定しない。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な認定件数	—	—
IV		(4)	生活保護(進学準備給付金)	県・市	18歳以上の者で、大学等の特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給金を支給する。	健康福祉政策課	法令に基づいた適正な認定件数	32件 (R元)	—
IV		(5)	就学援助 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	市町村	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課、スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	就学援助(医療費) 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	就学援助(学校給食費) 【再掲】(Ⅰ-3-(1))	県	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	スポーツ健康課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	国公立高校生等奨学のための給付金 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、当該国公立高校生等がいる世帯の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高校生等奨学のための給付金 【再掲】(Ⅰ-3-(2))	県	私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対して奨学のための給付金を給付する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

IV 経済的支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
IV		(5)	高等学校等就学支援金(公立) 【再掲】(I-3-(2))	県	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該公立高等学校に在学する生徒に対し、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高等学校等就学支援金 【再掲】(I-3-(2))	県	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に在学する生徒等に対して授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	青森県立高等学校授業料及び受講料の免除 【再掲】(I-3-(2))	県	県立高等学校の生徒又は保護者が、火災・水害など不慮の災害により、授業料等の納付が著しく困難と認められる場合等に授業料及び受講料を免除する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	青森県立高等学校学び直し支援金 【再掲】(I-1-(3))	県	県立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び県立高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して、学び直し支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高等学校等就学支援費補助 【再掲】(I-3-(2))	県	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、私立の高等学校等の設置者が行う授業料等の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	青森県立高等学校専攻科修学支援金 【再掲】(I-3-(2))	県	県立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、当該県立高等学校専攻科に在学する生徒に対し、授業料に充てる青森県立高等学校専攻科修学支援金を支給する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(5)	私立高等学校専攻科就学支援金 【再掲】(I-3-(2))	県	私立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校専攻科の設置者が行う授業料の軽減事業に要する経費について県が補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(6)	ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	こどもみらい課	実施市町村数	40市町村 (全市町村) (R元)	40市町村 (全市町村)
IV		(7)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(II-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
IV		(7)	母子・父子自立支援員に対する研修 【再掲】(II-7-(5))	県	母子・父子自立支援員を県外研修等に派遣し、資質の向上と業務の円滑化を図る。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)

V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
V	(1)		奨学のための給付金 事業費(一部にコロナ 関連事業含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	授業料以外の教育費に対し一定額を給付 する。(家計が急変した世帯への補助、オ ンライン学習に必要な通信費の補助を含 む。)	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		私立高等学校等奨学 のための給付金(一 部にコロナ関連事業 含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	授業料以外の教育費に対し一定額を給付 する。(家計が急変した世帯への補助、オ ンライン学習に必要な通信費の補助を含 む。)	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		私立高等学校等就学 支援費補助(一部にコ ロナ関連事業含む) 【再掲】(I-3-(2))	県	・年収目安590万円～710万円未満世帯に ついて、授業料と国の高等学校等就学支 援金の差額部分に一定額を補助する。 (家計が急変した世帯への補助を含む。) ・非課税世帯の入学金に対し補助する。	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		県立高等学校授業料 減免事業費 【再掲】(I-3-(2))	県	家計が急変した世帯等の生徒の授業料を 減免する。	学校施設課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		高校奨学金貸与事業 (緊急採用) 【再掲】(I-3-(2))	青森県 育英奨 学会	家計が急変した生徒で、その事由が発生 してから1年以内である場合を対象に、学 資を貸与する。(新型コロナウイルス感染 症の影響等により家計急変した場合も対 象となる。)	教職員課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		家庭福祉対策教育支 援貸付事業費補助 【再掲】(I-4-(1))	県((公 財)青 森県育 英奨学 会への 補助)	一定の要件を満たす生徒に対し、大学入 学時に必要となる一時的経費を支援す る。(新型コロナウイルス感染症の影響等 により家計急変した場合も対象となる。)	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(2)		児童養護施設退所者 等自立支援資金貸付 事業【再掲】(I-4- (1))	県	児童養護施設等の退所者で新型コロナウ イルスの影響による内定取消やアルバイト の休業等により収入が減少し、経済的に 厳しい状況にある者に対して、家賃相当額 及び生活費の貸付を行う。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		私立専修学校授業料 等減免事業費補助 (一部にコロナ関連事 業含む) 【再掲】(I-4-(2))	県	年収目安380万円未満世帯の授業料・入 学金に対し補助する。(家計が急変した世 帯への補助を含む。)	総務学事課	(再掲)	(再掲)	(再掲)
V	(1)		ひとり親家庭等生活 向上事業費補助	市	ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習 支援事業での感染拡大防止対策の購入 費用に対し補助する。	こどもみらい課	—	—	—
V	(2)		母子・父子自立支援 員等相談支援体制強 化事業	県	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に よる生活環境の変化に対応した母子・父 子自立支援員の相談支援体制を構築・強 化する。	こどもみらい課	—	—	—
V	(2)		児童養護施設等環境 改善事業	県	児童養護施設等において感染拡大防止対 策の購入費用等に対し補助する。また、県 出先機関の感染防止体制を整備する。	こどもみらい課	—	—	—
V	(2)		児童相談所等支援体 制強化事業費	県	児童相談所等における新型コロナウイル ス感染症の感染拡大による生活環境の変 化に対応した相談支援体制を構築・強化 する。	こどもみらい課	—	—	—
V	(2)		一時保護所等体制強 化事業費	県	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者 の子どもを一時保護所等で受け入れる際 の健康観察や症状が出た場合の関係機 関との連携を図るため、看護師を派遣す る。	こどもみらい課	—	—	—

V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

区分			事業名	実施主体	事業内容	所管課	指標	現状値 (基準年)	目標事業量 (目標年度)
施策の 基本方針	施策の 目標	施策の 内容							
V		(2)	児童相談所ICT機器導入事業	県	児童相談所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活環境の変化に対応した相談支援体制を強化し、ICT機器の活用により業務効率化を図る。	こどもみらい課	—	—	—
V		(3)	コロナ禍における離職者等就労支援事業	県	①休業者の就労支援 ・企業訪問のほか、ハローワークなどの公的機関等から情報収集し、兼業・副業が可能な仕事の掘り起こしを行う。 ・兼業・副業が可能な求人情報を閲覧できるサイトを構築し、休業者と県内事業所とのマッチングをサポートする。 ②離職者の就労支援 ・中途入社で活躍できる企業について、ショッピングモールなど利便性の高い場所で地域密着型のミニ企業説明会を開催する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、資格や経験を問わずに正規雇用の募集を行う県内中小企業に対し、求人広告に要する経費を補助する。	労政・能力開発課	—	—	—
V		(3)	あおもり雇用再生支援事業	県	①県、事業主団体、労働者団体等を構成員とした協議会の開催 ②事業主に対し、雇用機会の確保等につなげる取組として、業務プロセス見直しや経営多角化をテーマとしたセミナーを開催 ③県内に事業所を有する企業等が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。	労政・能力開発課	—	—	—
V		(3)	コロナ禍における新卒未就職者支援事業	県	県内に事業所を有する企業が、新卒未就職者(既卒3年以内を含む)を正規雇用した上で行う人材育成について、参加企業を公募し、県からの委託事業として実施する。	労政・能力開発課	—	—	—
V		(4)	住居確保給付金(新型コロナウイルス感染症対応分)	福祉事務所設置自治体	収入要件等満たした者に、家賃相当分の住居確保給付金を支給する。	健康福祉政策課	—	—	—
V		(4)	ひとり親家庭等就業・生活支援事業(地域生活支援事業) 【再掲】(Ⅱ-1-(2))	県	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向け、1)就業相談員による就業相談、2)技能・資格を習得するための講習会の開催、3)就業支援バンクに登録した求職者に対する求人情報の提供、4)在宅就業に向けた支援のほか、5)養育費の取り決め等の問題を解決するための弁護士による法律相談等の支援事業を実施する。	こどもみらい課	(再掲)	(再掲)	(再掲)